

(案)

柏市情報公開・個人情報保護審議会傍聴要領

柏市情報公開・個人情報保護審議会

会長 高岡 信男

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻の20分前から5分前までに、会場受付で氏名を記入してください。会長の許可を得て、事務局の指示に従い会場に入室してください。なお、審議の状況により、開催予定時刻後に入室していただく場合があります。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、審議会の会長の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。